

# 認可外保育施設関係事務連絡会 (令和8年3月)

## 説明動画

主催：浜松市こども家庭部幼保支援課

---

実施月	令和8年3月
資料掲載日(HP)	令和8年3月26日(木)
説明動画公開期間	令和8年3月26日(木)～令和8年9月30日(水)

# 認可外保育施設関係事務連絡会 次第

主催：浜松市こども家庭部幼保支援課

No	説明動画		資料 No	対象類型						項目名	提出書類の有無			担当グループ
	No	動画開始目安時間		法届出対象施設				顧客児童限定保育施設			全施設提出	該のみ提出	提出無し	
				認証保育所	企業主導型保育事業	その他の法届出対象施設 (認証保育所・ 企業主導型保育事業・ ベビーシッター以外)	ベビーシッター	(ベビーシッター以外) 顧客児童限定 保育施設	ベビーシッター					
1		:	1	○	○	○	○	○	○	変更届等における自署又は押印の廃止について			○	幼保支援課 企画・制度グループ TEL: 457-2827
2		:	2	○	○	○	○			施設、防災に関する基本情報等の調査について	○			幼保支援課 企画・制度グループ TEL: 457-2827
3		:	3	○	○	○				発災時の被災状況報告について			○	幼保支援課 企画・制度グループ TEL: 457-2827
4		:	4	○	○	○	○	○	○	令和8年度 指導監査（立入調査）の概要について			○	こども若者政策課 監査・調整グループ TEL: 457-2795
5		:	5	○	○	○				令和8年度 浜松市教育・保育施設等物価高騰対策助成事業費補助金について			○	幼保支援課 事業グループ TEL: 457-2118
6		:	6	○	○	○	○	○	○	幼児教育・保育の質の向上に向けた取り組みについて			○	幼保運営課 指導グループ TEL: 457-2117

# 認可外保育施設関係事務連絡会 次第

主催：浜松市こども家庭部幼保支援課

No	説明動画		資料 No	対象類型						項目名	提出書類の有無			担当グループ
	No	動画開始目安時間		法届出対象施設				顧客児童限定保育施設			全施設提出	該当のみ提出	提出無し	
				認証保育所	企業主導型保育事業	その他の法届出対象施設 (認証保育所・ 企業主導型保育事業・ ベビーシッター以外)	ベビーシッター	(ベビーシッター以外)	その他の顧客児童限定 保育施設					
7		:	7	○	○	○	○	○	○	令和8年度の研修会について(予定)			○	幼保運営課 指導グループ TEL:457-2117
8		:	8	○	○	○				令和8年度の幼児教育アドバイザー派遣事業について(予定)		○		幼保運営課 指導グループ TEL:457-2117
9		:	9	○	○	○	○	○	○	重大事故報告の提出について		○		幼保運営課 指導グループ TEL:457-2117
10		:	10	○	○	○	○	○	○	感染症・食中毒疑い事例発生報告書の提出について		○		幼保運営課 指導グループ TEL:457-2117
11		:	11	○	○	○	○	○	○	給食における異物混入の報告について		○		幼保運営課 指導グループ TEL:457-2117
12		:	12	○	○	○	○	○	○	保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表について(食物アレルギー)			○	幼保運営課 指導グループ TEL:457-2117

# 認可外保育施設関係事務連絡会 (令和8年3月)

## 【資料】

主催：浜松市こども家庭部幼保支援課

---

資料掲載日(HP)

令和8年3月26日(木)

説明動画公開期間

令和8年3月26日(木)～令和8年9月30日(水)

# 次第No.1 変更届等における自署又は 押印の廃止について

＜担当＞企画・制度グループ 加藤 TEL:457-2827

対象 類型	法届出対象施設	○
	認証保育所	○
	企業主導型保育事業	○
	その他の法届出対象施設 (認証保育所・企業主導型保育事業・ ベビーシッター以外)	○
	ベビーシッター	○
	顧客児童限定保育施設	○
	その他の顧客児童限定保育施設 (ベビーシッター以外)	○
	ベビーシッター	○

通知の 状況	あり	通知日	令和 年 月 日( )
		通知方法	
	○	なし	
提出書類 の有無	あり	提出期限	令和 年 月 日( )
		提出方法	
	○	なし	

変更届等の一部書類において、届出者等の自署又は押印を廃止します。

### <自署又は押印を廃止する書類>

- ・ 認可外保育施設(法届出対象施設・顧客児童限定保育施設)設置届
- ・ 認可外保育施設(法届出対象施設・顧客児童限定保育施設)変更届
- ・ 認可外保育施設(法届出対象施設・顧客児童限定保育施設)休止届
- ・ 認可外保育施設(法届出対象施設・顧客児童限定保育施設)再開届
- ・ 認可外保育施設(法届出対象施設・顧客児童限定保育施設)廃止届
- ・ 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書
- ・ 特定子ども・子育て支援施設等確認変更届
- ・ 特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届

### <自署又は押印を廃止しない書類>

- ・ 認可外保育施設運営状況報告書
- ・ 改善措置状況報告書

## <変更点>

	令和7年度まで	令和8年度以降
様式の変更箇所	所在地 届出者 名称 代表者氏名 (自署しない場合は、押印してください。)	所在地 届出者 名称 代表者氏名
提出方法	持参又は郵送	メール

## <留意事項>

- 様式は、市公式ホームページからダウンロードしてください。  
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/s-youho/jigyousya/b-ninkagaihoiku.html>
- 従前の様式を使用した場合は、令和8年4月1日付け以降の届出等であっても自署又は押印を求めることがありますので、ご了承ください。
- **原則として、市で登録されているメールアドレスからご提出ください。**  
登録されていないメールアドレス(法人本部や職員個人のアドレス等)から提出された場合は、本人確認をすることがあります。

# 次第No.2 施設情報、防災等に関する 基本情報等の調査について

＜担当＞企画・制度グループ 深田 TEL:457-2827

対象類型	法届出対象施設	○
	認証保育所	○
	企業主導型保育事業	○
	その他の法届出対象施設 (認証保育所・企業主導型保育事業・ ベビーシッター以外)	○
	ベビーシッター	○
	顧客児童限定保育施設	
	その他の顧客児童限定保育施設 (ベビーシッター以外)	
	ベビーシッター	

通知の 状況	あり	通知日	令和 年 月 日( )
		通知方法	
	○	なし	
提出書類 の有無	○	あり	提出期限 令和8年4月10日(金)
			提出方法 LoGoフォーム
		なし	

# 施設、防災等に関する基本情報等の調査について

## 1 概要

- ・幼保支援課、幼保運営課及びこども若者政策課からの通知等の連絡を確実に施設へ送付するため、連絡先を調査するもの。  
(令和8年度の幼保支援課、幼保運営課及びこども若者政策課からの連絡先として使用)
- ・防災に関する基本情報(浸水想定区域の該当、非該当など)を改めて確認することで、防災意識を高めるとともに、災害発生時等の対応に備えて緊急時の連絡先を確認するもの。

# 施設、防災等に関する基本情報等の調査について

## 2 調査項目

### (1) 施設に関する情報

- ・【必須】園長(施設管理者)の氏名、施設の電話番号、メールアドレス
- ・【必須】現在登録されているメールアドレスの変更の有無

### (2) 防災等に関する情報

- ・【任意】緊急連絡先(電話番号、メールアドレス)
- ・【必須】津波浸水想定区域に該当するか
- ・【必須】浸水想定区域に該当するか(河川別に3項目)
- ・【必須】土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に該当するか

# 施設、防災等に関する基本情報等の調査について

## 3 回答方法、回答期限

### (1) 回答方法

LoGoフォームで回答

URL: <https://logoform.jp/form/Savd/1465764>

### (2) 回答期限

令和8年4月10日(金)



【二次元コード】

# 施設、防災等に関する基本情報等の調査について

## 4 その他

- ・浸水想定区域、土砂災害警戒区域については、浜松市防災マップから確認してください。

浜松市防災マップURL:

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/bosai/bosai/map/index.html>

- ・提供していただいた情報は、必要に応じて教育委員会教育支援課に共有させていただきます。
- ・年度途中で連絡先等の変更がある場合は、幼保支援課へメールでご連絡ください。
- ・災害時等の緊急連絡先は、災害発生時等に国又は県への報告で使用します。

# 次第No.3 発災時の被災状況報告 について

＜担当＞企画・制度グループ 深田 TEL:457-2827

対象類型	法届出対象施設	
	認証保育所	○
	企業主導型保育事業	○
	その他の法届出対象施設 (認証保育所・企業主導型保育事業・ ベビーシッター以外)	○
	ベビーシッター	
	顧客児童限定保育施設	
	その他の顧客児童限定保育施設 (ベビーシッター以外)	
	ベビーシッター	

通知の 状況	あり	通知日	令和 年 月 日( )
		通知方法	
	○	なし	
提出書類 の有無	あり	提出期限	令和 年 月 日( )
		提出方法	
	○	なし	

# 発災時の被災状況報告について

LoGoフォーム

URL:<https://logoform.jp/form/Savd/93040>

## ①報告方法

二次元コード →



## ②報告基準

幼保支援課からの案内メール受信時に報告

## ③報告期限

第1報 メール受信確認後直ちに報告

※午後6時から翌日午前7時までの間に発災した場合は、施設や職員の被災状況が確認でき次第報告

※第1報後、被災状況が変わった場合は、第2報を待たずにその都度報告

第2報 第1報翌日の午前9時までに報告

発災後7日間は午前9時を期限として第3報以降を報告

被害の規模に応じて報告を不要とする場合もある

## ④報告項目

人的被害、建物被害、ライフライン等

## ⑤国への報告

施設→市→県→国

# 次第No.4 令和8年度 指導監査(立入調査)の概要について

＜担当＞こども若者政策課 監査・調整グループ

TEL:457-2795

対象類型	法届出対象施設	○
	認証保育所	○
	企業主導型保育事業	○
	その他の法届出対象施設 (認証保育所・企業主導型保育事業・ ベビーシッター以外)	○
	ベビーシッター	○
	顧客児童限定保育施設	○
	その他の顧客児童限定保育施設 (ベビーシッター以外)	○
	ベビーシッター	○

通知の 状況	あり	通知日	令和 年 月 日( )
		通知方法	
	なし		
提出書類 の有無	あり	提出期限	令和 年 月 日( )
		提出方法	
	なし		

## 浜松市認可外保育施設の指導監督

### 1. 令和7年度 指導監査結果（R8.3.1現在）

区分	施設の種類	立入 施設数	(うち指導 施設数)	①文書指導件数	②口頭指導件数
認可外 保育施設	認証Ⅰ・Ⅱ類	6	(2)	0	3
	企業主導型	34	(16)	2	23
	ベビーシッター	4	(4)	1	11
	その他	39	(34)	22	73
	合計	83	(51)	25	110

## 2. 主な指導事項 (R8. 3. 1現在)

指導事項	指導区分
保育に従事する者の数について、乳幼児数に対して必要な数の保育に従事する者を配置すること。	文書
保育に従事する者の有資格者の数について、保育に従事する者の必要数の3分の1以上は有資格者を配置すること。	文書
非常災害に対する設備の設置について、消火用具(火災報知器)を設置すること。	文書
避難消火等の訓練について、避難及び消火の訓練を毎月1回以上実施すること。	文書・口頭
乳幼児及び職員の健康診断について、実施すること。	文書・口頭
施設及びサービスに関する内容の掲示、及び、サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付について、市への届出内容と一致した事項を掲示及び交付すること。	口頭
施設及びサービスに関する内容の掲示について、「ここdeサーチ」に掲載すること。	口頭
保育士特定登録取消者管理システムにおいて、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録が取り消された者等であるかの確認を行うこと。	口頭

### 3. 令和8年度の指導監査について（予定）

- 【対象】 認可外保育施設（法届出対象施設・顧客児童限定保育施設）
- 【時期】 令和8年5月以降
- 【内容】 (1) 「認可外保育施設運営状況報告書（第11号様式）」、「共通様式1～5」、「その他必要書類」の徴収  
(2) 立入調査  
① 「認可外保育施設運営状況報告書（第11号様式）」、「共通様式1～5」、「その他必要書類」の実施内容の確認  
② 「浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準」に基づき、適切な保育内容及び保育環境の確保の確認
- 【その他】
- ・市から『特定子ども・子育て支援施設等』の確認を受けている施設は、併せて『特定子ども・子育て支援施設等』についての指導監査も実施します。
  - ・令和8年度の指導監査にて文書指導があった場合、当該施設の名称・指導事項・改善状況等について、市のホームページにて公表します。
  - ・指導監査に関する通知について、市に届出されている『設置者』宛てにメールにて送信します。

# 次第No.5 令和8年度浜松市教育・保育施設等物価高騰対策助成事業費補助金について

＜担当＞事業グループ 沖田 TEL:457-2118

対象類型	法届出対象施設	
	認証保育所	○
	企業主導型保育事業	○
	その他の法届出対象施設 (認証保育所・企業主導型保育事業・ ベビーシッター以外)	○
	ベビーシッター	
	顧客児童限定保育施設	
	その他の顧客児童限定保育施設 (ベビーシッター以外)	
	ベビーシッター	

通知の状況	あり	通知日	令和 年 月 日( )
		通知方法	
	○	なし(6月上旬に案内予定)	
提出書類の有無	あり	提出期限	令和 年 月 日( )
		提出方法	
	○	なし	

## 1 事業概要

食材費等の物価が高騰する中、事業者及び保護者の負担軽減を図ることを目的とし、教育・保育施設等において事業に必要となる経費について補助するもの

## 2 補助要件・補助単価等

### (1)対象施設

令和8年4月1日時点において市内で事業を設置又は実施している以下の施設。

認可保育所等	認定こども園、保育所、地域型保育事業
幼稚園	新制度幼稚園、従来型幼稚園
認可外保育施設 (法届出対象施設) ※1	認証保育所、企業主導型保育事業、その他の認可外保育施設

※1 認可外保育施設（法届出対象施設）は、児童福祉法第59条の2第1項に基づく届出を令和8年5月1日までにしている法届出対象施設が対象。ただし、ベビーシッターを除く。

(2) 要件

食材料費等の物価高騰の影響を受ける中(要件①)、保護者への負担軽減を図り(要件②)、栄養バランスや量を保った給食の提供を実施すること。

要件①	<u>食材料費等について物価高騰の影響を受けていること(令和8年4月時点)</u>
	<p>食材料費等について、令和3年度から令和7年度までのいずれかの価格と比較して、令和8年4月時点における価格が上回っている場合、物価高騰の影響を受けていることに該当します。</p> <p>(例:令和7年度に食材料費等の値上げがあり、令和8年度の食材料費等の価格が令和7年度から変化していない(又は若干下回っている)場合でも、令和8年度の価格が令和3年度から令和6年度までのいずれかの価格よりも上回っていれば、物価高騰の影響を受けていることに該当します。)</p>

要件②	<u>保護者負担の軽減を図っていること(令和8年4月時点)</u>
	<p>食材料費等の物価高騰の影響を受けていたが、保護者へ必要な追加徴収を行わず、物価高騰相当分を園の負担(全額園の負担又は一部園の負担)で給食の提供を実施した場合、保護者への負担軽減を図っているとします。</p> <p>※保護者への負担軽減には、物価高騰による保護者への価格転嫁を抑制した場合を含みます。 (例:本来なら、物価高騰の影響による値上げ額を1食あたり10円としたかったところ、実際は7円の値上げ幅に抑制し、園で物価高騰相当分の一部(3円)を負担している場合も、保護者への負担軽減を図っているとみなします。)</p> <p><u>※保護者への負担軽減を実施していない場合(食材料費等の物価高騰による園の追加負担が発生していない場合)は補助対象外となります。</u> (例:1食あたりの10円の価格上昇があり、保護者がその全額となる10円を追加で負担し、園の追加負担がない場合は補助対象外。)</p> <p>※交付申請書の提出までに、上記要件を満たしていること。 (例:4月以降の給食費について物価高騰による園の追加負担が発生しない額で保護者から既に徴収している場合でも、本補助事業の要件を満たすために交付申請書の提出までに、4月時点で遡って保護者負担の軽減を図った場合も要件が満たされたものとなります。)</p>

### (3) 補助対象経費

給食提供に係る費用(食材料費、外注費用)

※給食には、離乳食開始前の乳児におけるミルクの提供を含みます。

※給食には、軽食(おやつ等)及び飲み物のみの提供は含みません。

※人件費、什器購入費、輸送に係る費用等の諸経費は除きます。

### (4) 補助基準額・補助率・補助額

・補助基準額: ①認定こども園、保育所、地域型保育事業、認可外保育施設

17,000円×在園児数(令和8年4月1日時点)

②幼稚園

11,300円×在園児数(令和8年4月1日時点)

※在園児数とは、月極により利用している就学前児童の人数(浜松市外からの利用者を含む)

を言い、一時預かり事業や就学児童の人数は含みません。

・補助率 : 1/2

・補助額 : 補助基準額×補助率

### 3 書類の提出時期

#### (1) 今後のスケジュール

時期	市 ⇄ 施設	内容
令和8年3月	【送付:市⇒施設】 ・事業概要の案内	事業概要の案内、要綱の送付等
令和8年6月上旬	【送付:市⇒施設】 交付申請書類等の提出依頼	交付申請書等の送付 (受付:6月15日～6月26日)
令和8年8月下旬	【市⇒施設】 支払い	交付決定通知書の送付、補助金支払 ※補助金支払時期は前後することがあります

## (2) 提出書類の受付期間等

受付期間	提出日付	支払時期(予定)
令和8年6月15日(月) ~ 6月26日(金)	令和8年6月26日	令和8年8月下旬~

【提出場所】 幼保支援課

【提出方法】 持参又は郵送(郵送の場合は受付期間必着)

※受付期間外は書類のお受け取りができかねますのでご注意ください。

※事務処理の円滑化のため、提出日付を統一することにご協力ください。

※補助金支払時期は前後することがあります。

## 4 留意事項・その他

- ・同一法人が複数の施設を運営している場合、申請書等は施設ごとに提出ください。
- ・国庫補助事業となりますので、証拠書類の原本を10年間(令和19年3月31日まで)保管してください(※本申請手続きでは、浜松市への領収書等の支払いを証する書類の提出は不要です。)
- ・法人等の決算後に消費税及び地方消費税仕入れ控除税額の報告が必要となります。

# 次第No.6 幼児教育・保育の質の向上 に向けた取り組みについて

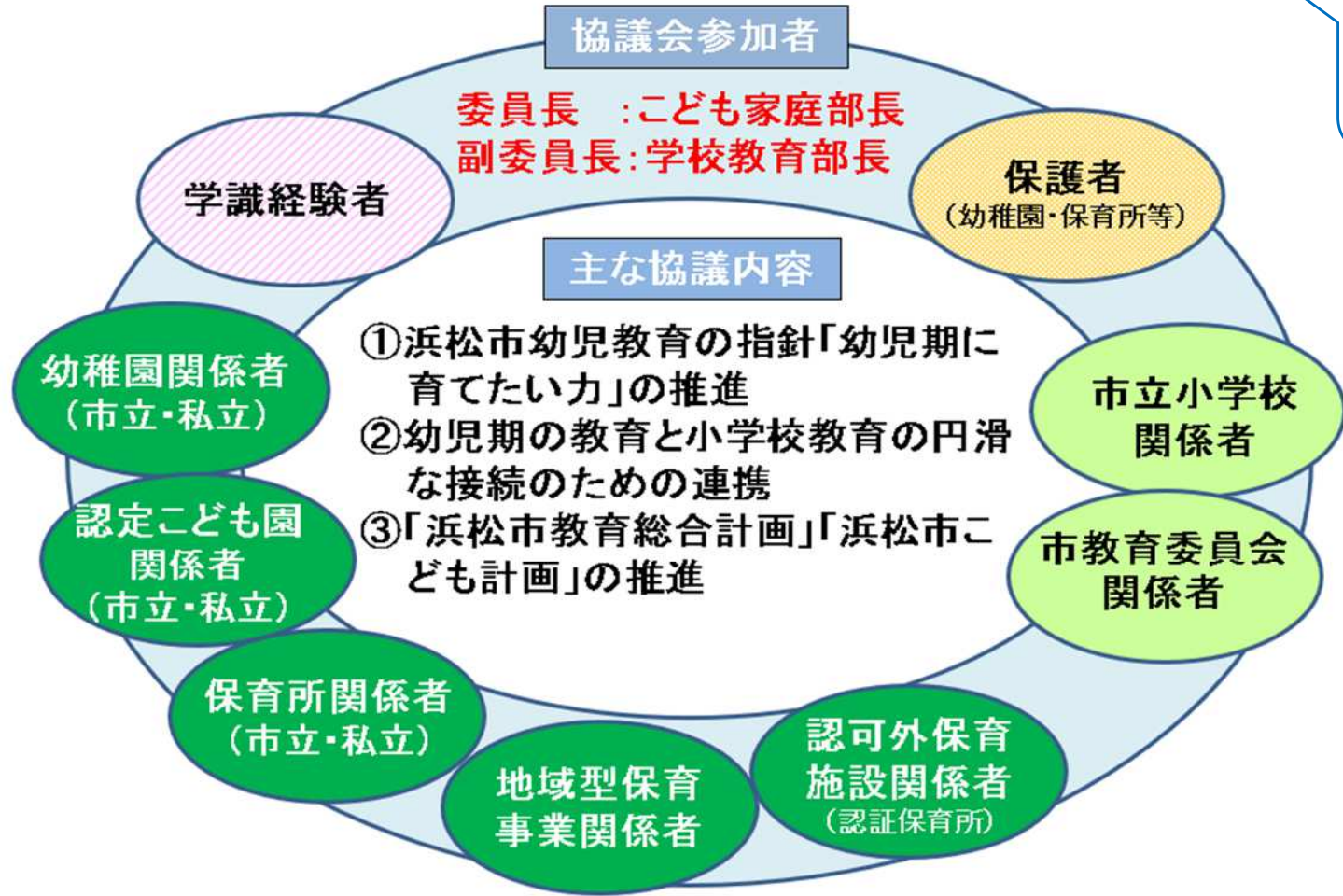
＜担当＞指導グループ 名古屋 TEL:457-2117

対象類型	法届出対象施設	○
	認証保育所	○
	企業主導型保育事業	○
	その他の法届出対象施設 (認証保育所・企業主導型保育事業・ ベビーシッター以外)	○
	ベビーシッター	○
	顧客児童限定保育施設	○
	その他の顧客児童限定保育施設 (ベビーシッター以外)	○
	ベビーシッター	○

通知の 状況	あり	通知日	令和 年 月 日( )
		通知方法	
	○	なし	
提出書類 の有無	あり	提出期限	令和 年 月 日( )
		提出方法	
	○	なし	

# 浜松市幼児教育推進協議会のイメージ

浜松市HP「浜松市幼児教育推進協議会」で検索。または、二次元コードよりご覧ください。



# 令和8年度 幼児教育・保育の質の向上に向けた取り組みについて

## 幼児教育・保育の質の向上のための具体的な取組

目指す子供の姿を共有し、「チーム浜松」として質の高い幼児教育・保育を推進するために市内すべての幼児教育・保育施設を支援します。



### 1 幼児教育の指針の浸透と教職員用指導資料の活用促進

幼児期に目指す子供の姿を共有するために幼児教育・保育施設や小学校に配布します。教職員用指導資料の活用を通し、幼児教育・保育活動や園内研修の充実を図ります。

### 2 研修の実施

幼児教育・保育施設に共通する課題、幼児教育の指針の浸透・教職員用指導資料の活用促進等につながる研修を実施します。

### 3 幼児教育アドバイザーの派遣

アドバイザーが園を訪問し、園の課題解決のために保育参観や園内研修での助言を通し、園内研修の支援等を行います。



## 1 幼児教育の指針の浸透と教職員用指導資料の活用促進

## 2 研修の実施

## 3 幼児教育アドバイザー派遣事業

# 浜松市 幼児教育の指針



## 教職員用指導資料



## 活用事例集



## 保護者用啓発資料



## 浜松市版 「つながる」カリキュラム参考資料



# 浜松市にある資料

## 子育て支援課:

はますくノート・ファイル



## 幼保運営課:

浜松市幼児教育の指針

「幼児期に育てたい力」

- リーフレット
- 教職員用指導資料
- 浜松市版「つながる」カリキュラム参考資料



## 教育委員会:

浜松市第4次教育総合計画



## こども家庭部:

浜松市こども計画



# 文部科学省・こども家庭庁

## 文部科学省:

- つながるってどういうこと?
- 幼児期に本当に大切な学びって何ですか?



## こども家庭庁:

- 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン)



資料がたくさんあることで、

「いつ？」「だれが？」

「どんな目的で？」「どの資料を？」

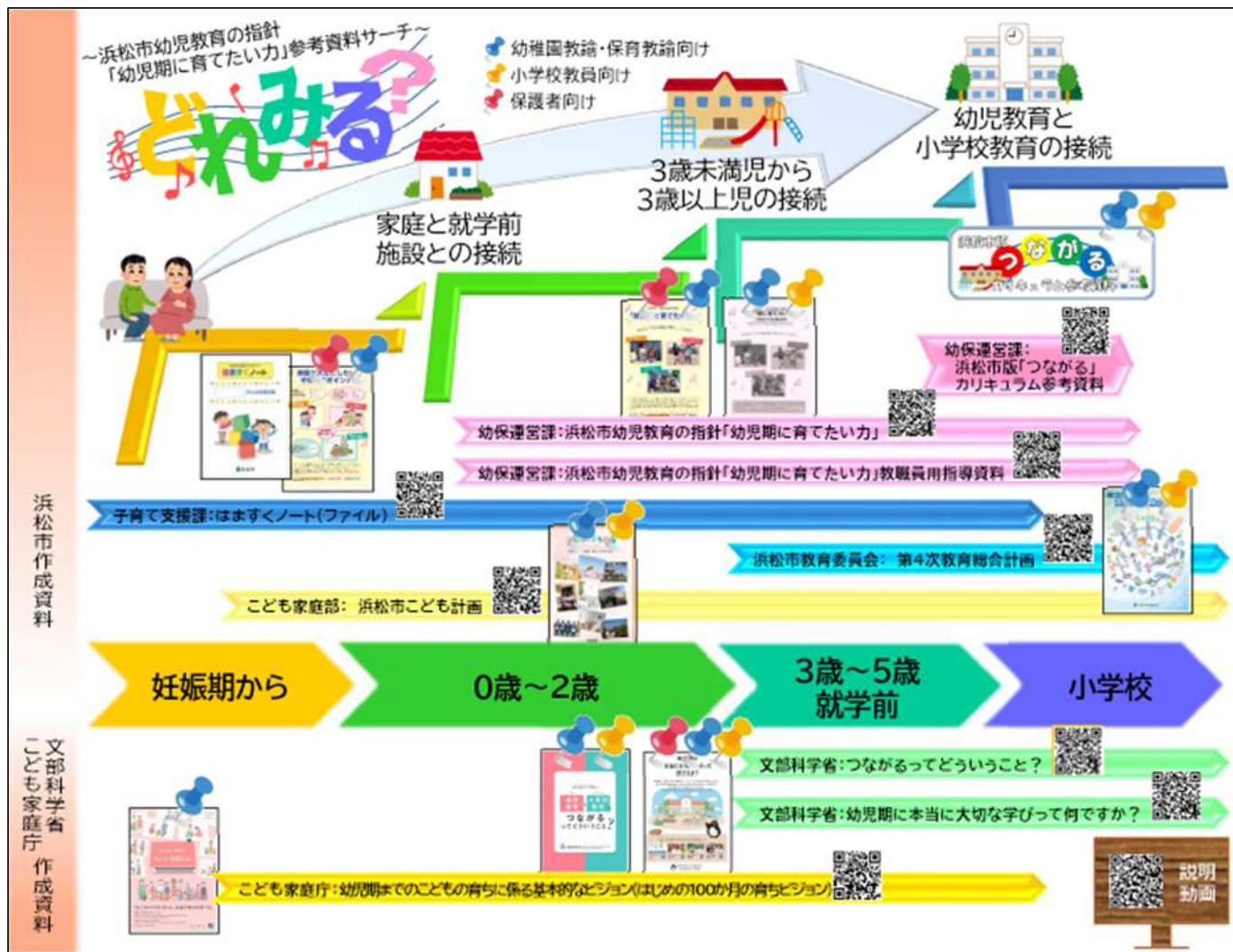
見ればいいのか分からない・・・



そんな「**どれを見るといいの？**」を  
解消するために、資料をまとめました。

～浜松市幼児教育の指針  
「幼児期に育てたい力」参考資料サーチ～





近日公開予定

# 次第No.7 令和8年度の研修会について

＜担当＞指導グループ 名古屋 TEL:457-2117

対象類型	法届出対象施設	○
	認証保育所	○
	企業主導型保育事業	○
	その他の法届出対象施設 (認証保育所・企業主導型保育事業・ ベビーシッター以外)	○
	ベビーシッター	○
	顧客児童限定保育施設	○
	その他の顧客児童限定保育施設 (ベビーシッター以外)	○
	ベビーシッター	○

通知の 状況	あり	通知日	令和 年 月 日( )
		通知方法	
	○	なし	
提出書類 の有無	あり	提出期限	令和 年 月 日( )
		提出方法	
	○	なし	

# 令和8年度 幼児教育・保育の質の向上に向けた取り組みについて

## 幼児教育・保育の質の向上のための具体的な取組

目指す子供の姿を共有し、「チーム浜松」として質の高い幼児教育・保育を推進するために市内すべての幼児教育・保育施設を支援します。



### 1 幼児教育の指針の浸透と教職員用指導資料の活用促進

幼児期に目指す子供の姿を共有するために幼児教育・保育施設や小学校に配布します。教職員用指導資料の活用を通し、幼児教育・保育活動や園内研修の充実を図ります。

### 2 研修の実施

幼児教育・保育施設に共通する課題、幼児教育の指針の浸透・教職員用指導資料の活用促進等につながる研修を実施します。

### 3 幼児教育アドバイザーの派遣

アドバイザーが園を訪問し、園の課題解決のために保育参観や園内研修での助言を通し、園内研修の支援等を行います。



1 幼児教育の指針の浸透と教職員用指導資料の活用促進

2 研修の実施

3 幼児教育アドバイザー派遣事業

# 令和8年度 研修計画

	研修名	令和8年度の研修内容	形態	見逃し配信 (予定)
4月28日(火)	園長等管理職研修会	こどもの人権とプライバシーとは ・こどもの権利 ・包括的性教育 ・生命の安全教育 等	オンライン	あり
5月14日(木)	重大事故防止研修会	内容を検討中	オンライン	あり
5月28日(木)	食中毒・感染症予防対策研修会	子供にとって安全・安心の保障につながる内容を検討中	オンライン	あり
6月10日(水)	防災に関する研修会	幼児期の防災訓練で大切にしたいこと	オンライン	あり
6月22日(月)	発達支援研修会	事例をもとに特別な支援が必要な子供への対応やアセスメントの具体について学ぶ	オンライン	あり
7月6日(月)	園長等管理職の発達支援に関する研修会	特別な支援が必要な子供たちへ関わる職員への指導	オンライン	あり
9月14日(月) 15日(火)	幼児教育と小学校教育の接続に関する研修会	市立小学校が悉皆研修となり、全ての小学校が参加する研修となる。※教育センターと共催	集合	未定
10月13日(火)	保育の質の向上に関する研修会	乳幼児期から幼児期、小学校への運動能力の発達と運動教育のつながり	オンライン	あり
11月26日(木)	食育推進研修会	ニーズを踏まえた内容を検討中	集合	未定

# 令和8年度 研修計画

	研修名	令和8年度の研修内容	形態	見逃し配信 (予定)
4月28日(火)	園長等管理職研修会	こどもの人権とプライバシーとは ・こどもの権利 ・包括的性教育 ・生命の安全教育 等	オンライン	あり
5月14日(木)	重大事故防止研修会	内容を検討中	オンライン	あり
5月28日(木)	食中毒・感染症予防対策研修会	子供にとって安全・安心の保障につながる内容を検討中	オンライン	あり
6月10日(水)	防災に関する研修会	幼児期の防災訓練で大切にしたいこと	オンライン	あり
6月22日(月)	発達支援研修会	事例をもとに特別な支援が必要な子供への対応やアセスメントの具体について学ぶ	オンライン	あり
7月6日(月)	園長等管理職の発達支援に関する研修会	特別な支援が必要な子供たちへ関わる職員への指導	オンライン	あり
9月14日(月) 15日(火)	幼児教育と小学校教育の接続に関する研修会	市立小学校が悉皆研修となり、全ての小学校が参加する研修となる。※教育センターと共催	集合	未定
10月13日(火)	保育の質の向上に関する研修会	乳幼児期から幼児期、小学校への運動能力の発達と運動教育のつながり	オンライン	あり
11月26日(木)	食育推進研修会	ニーズを踏まえた内容を検討中	集合	未定

# 令和8年度 研修計画

---

## 幼児教育と小学校教育の接続に関する研修会

○A日程 令和8年9月14日(月)の参加対象園・小学校

- ・中央区中地域(旧中区に三方原地区を加えた区域)
- ・中央区東地域(旧東区)

○B日程 令和8年9月15日(火)の参加対象園・小学校

- ・中央区西地域(旧西区)
- ・中央区南地域(旧南区)
- ・浜名区
- ・天竜区

# 次第No.8 令和8年度の幼児教育アドバイザー派遣事業について

＜担当＞指導グループ 渥美康世 TEL:457-2117

対象類型	法届出対象施設	○
	認証保育所	○
	企業主導型保育事業	○
	その他の法届出対象施設 (認証保育所・企業主導型保育事業・ ベビーシッター以外)	○
	ベビーシッター	
	顧客児童限定保育施設	
	その他の顧客児童限定保育施設 (ベビーシッター以外)	
	ベビーシッター	

通知の 状況	あり	通知日	令和 年 月 日( )
		通知方法	
	○	なし	
提出書類 の有無	あり	提出期限	令和 年 月 日( )
		提出方法	
	○	なし	

# 幼児教育アドバイザー派遣事業

## 事業の詳細

### 1 目的

浜松市幼児教育の指針で示す「幼児期に育てたい力」の育みに向け、幼児教育アドバイザーが、就学前の幼児教育・保育施設の派遣依頼に応じ、園内研修支援等を行うことで、幼児教育・保育の質の向上を図る。

### 2 派遣対象

アドバイザーの派遣を希望する市内の私立保育所・認定こども園・幼稚園、地域型保育事業及び認可外保育施設

### 3 内容

アドバイザーが、園訪問による保育参観や園内研修での助言を通して、園の良さや課題に応じた乳幼児理解や乳幼児の姿の見取り方、環境構成、保育者の関わり方、「幼児期に育てたい力」教職員用指導資料の活用等について、支持的・協同的な支援をする。

### 4 派遣するアドバイザー

幼児教育の専門的知見や豊富な実践経験を有し、かつ、幼児教育の指針についての指導・助言ができる者を市が委嘱する。

# 幼児教育アドバイザー派遣事業

## 事業の詳細

### 5 派遣期間・派遣回数

- ・ 派遣期間は、令和8年5月から令和9年2月までとする。
- ・ 1園につき年間2回まで派遣することができる。

### 6 派遣日程・参加者

- ・ 派遣日程は、原則、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後3時までの間で、1回4時間以内（必要に応じ休憩時間を取得）とする。
- ・ 参加者は、原則、年間を通し同一の者とする。

## 令和8年度幼児教育アドバイザー

氏名	役職等	参考
石野 純子氏	浜松学院大学 外部講師	元浜松市立幼稚園長 平成30年度「幼児期に育てたい力」教職員用指導資料指導資料作成の助言者
阿部 眞弓氏	常葉大学 非常勤講師	元浜松市立保育園長 平成30年度「幼児期に育てたい力」教職員用指導資料指導資料作成のワーキンググループメンバー

# 幼児教育アドバイザー派遣事業

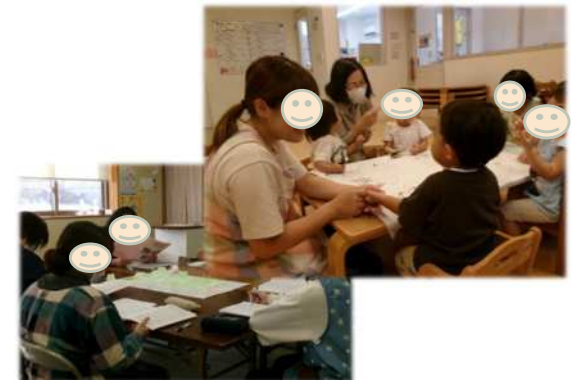
## 令和8年度幼児教育アドバイザー派遣事業スケジュール



令和7年度幼児教育アドバイザー派遣事業を活用した園のアンケートより

質問	回答	
本事業を利用することで、職員が自園の良さや取組に自信をもつとともに、課題を明確にし、解決策を考えることができましたか。	「とてもそう思う」 「まあそう思う」と回答した割合	100.0%
本事業を利用したことで、浜松市幼児教育の指針「幼児期に育てたい力」や教職員用指導資料の理解が深まりましたか。	「とても理解が深まった」 「理解が深まった」と回答した割合	100.0%

### 事業活用の様子



# 次第No.9 重大事故の報告書の提出 について

＜担当＞指導グループ 渥美康世 TEL:457-2117

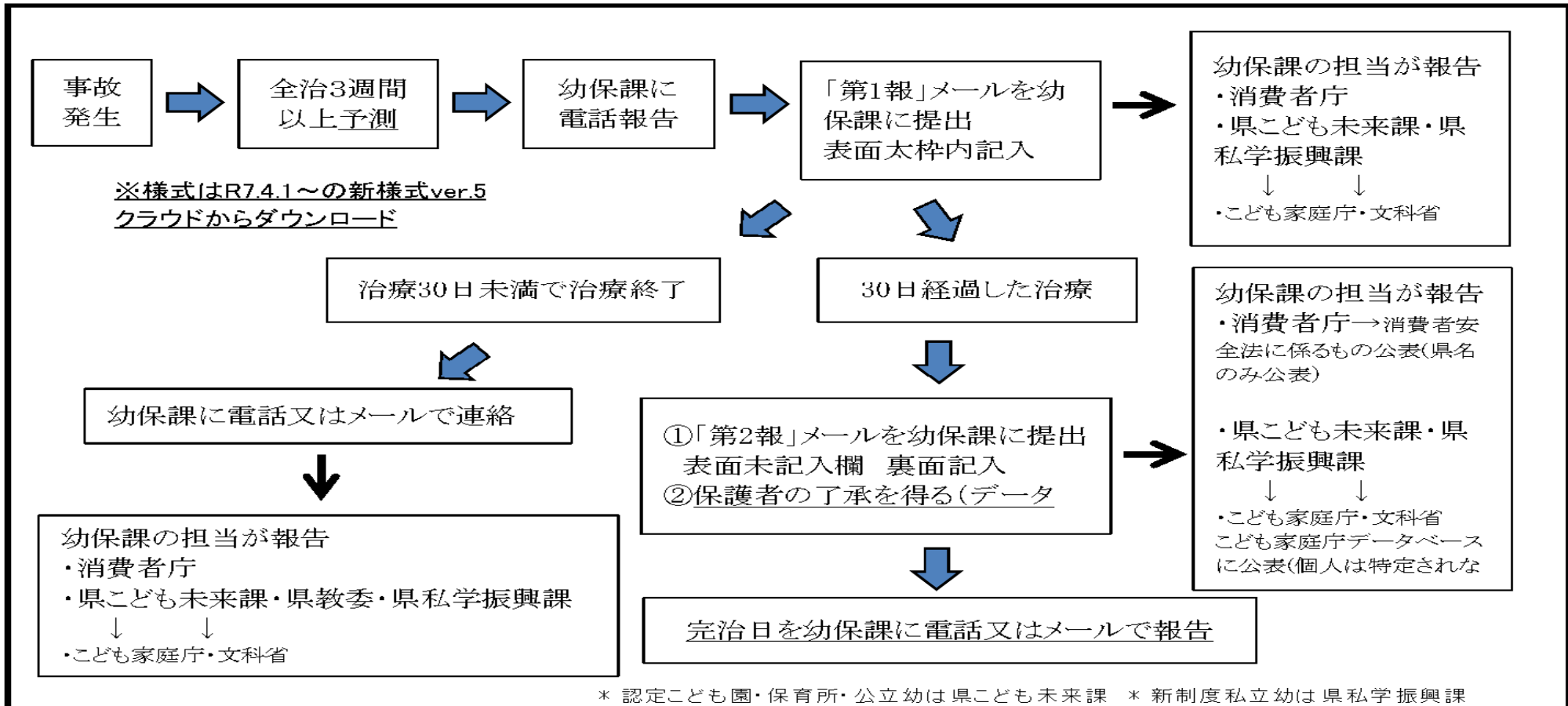
対象 類型	法届出対象施設	○
	認証保育所	○
	企業主導型保育事業	○
	その他の法届出対象施設 (認証保育所・企業主導型保育事業・ ベビーシッター以外)	○
	ベビーシッター	
	顧客児童限定保育施設	
	その他の顧客児童限定保育施設 (ベビーシッター以外)	
	ベビーシッター	

通知の 状況	○	あり	通知日	令和7年3月21日 ※国の通知日
			通知方法	メール
		なし		
提出書類 の有無	○	あり	提出期限	事故発生後速やかに
			提出方法	Excelデータのまま メールにて提出
		なし		

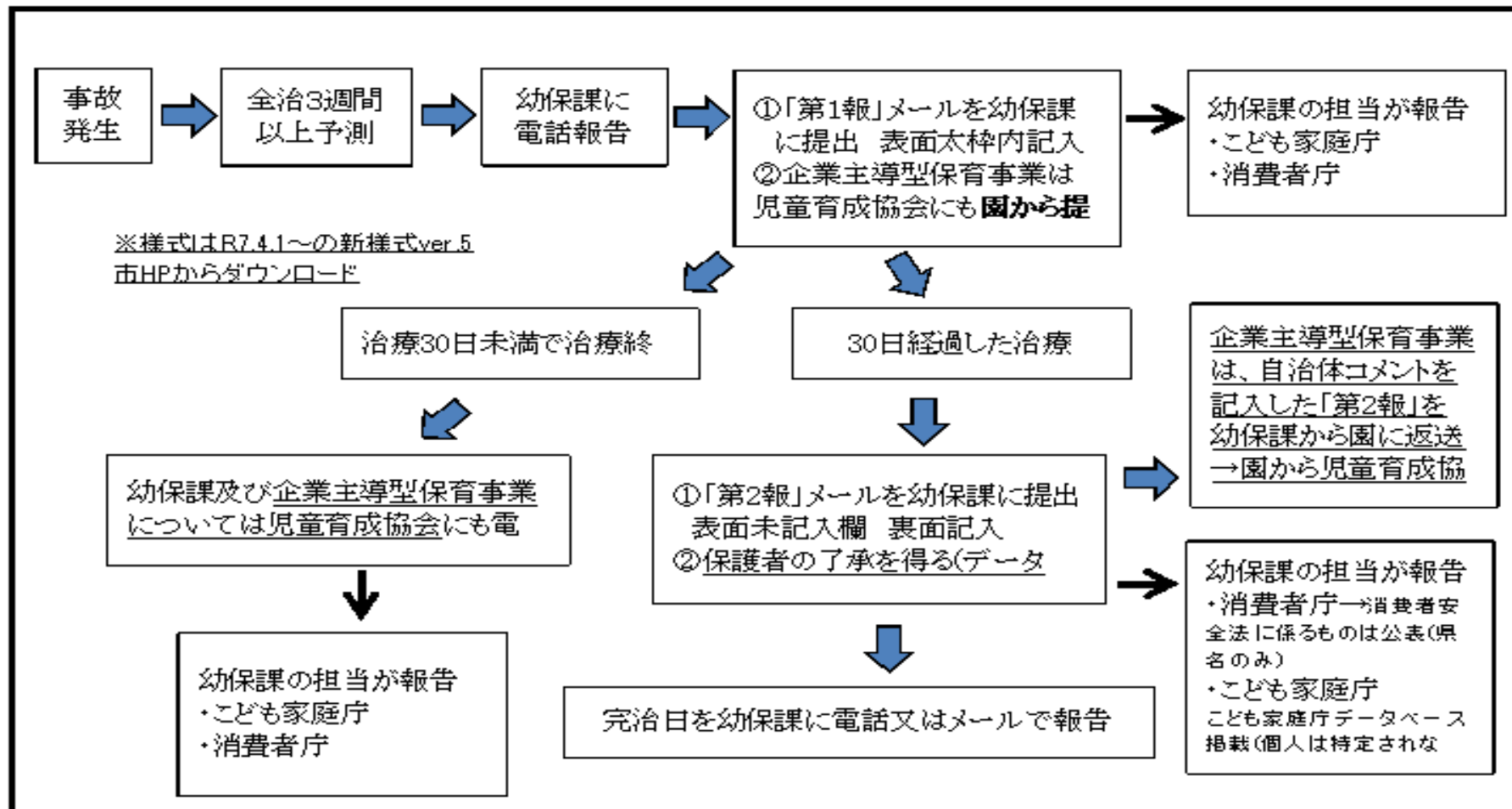
# 重大事故フロー図

※幼保課＝幼保運営課

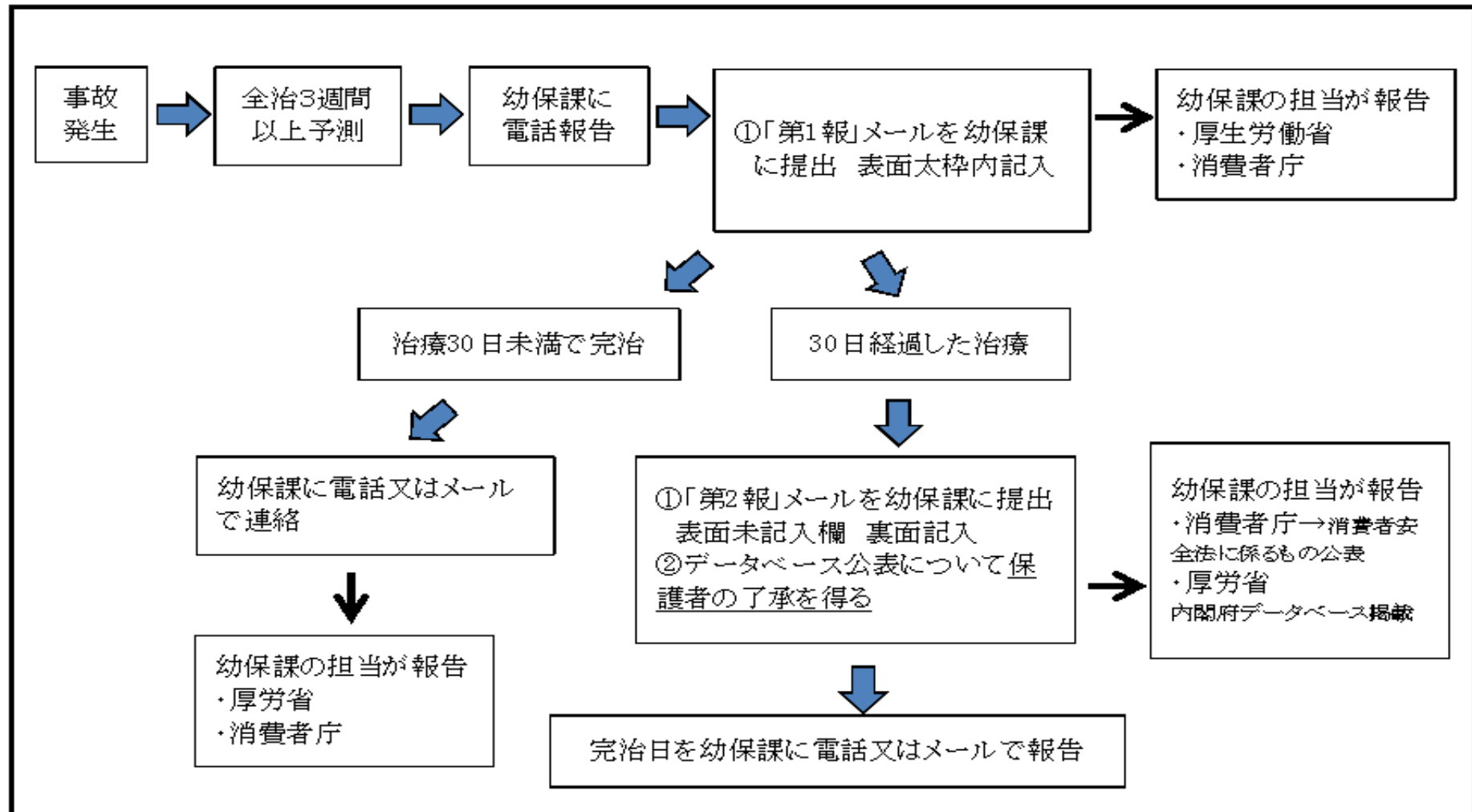
【特定教育・保育施設・地域型保育事業の場合】○乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)○産後ケア事業も対象



【認可外保育施設(企業主導型保育事業含む)の場合】



## 【認可外保育施設(企業主導型保育事業以外)の場合】



## 重大事故報告書

【報告書】 浜松市ホームページに格納

【報告様式】 浜松市ホームページ」→「創業・産業・ビジネス」→「福祉・介護」→「幼児教育・保育関係事業者の皆様へ（トップページ）」→B. 認可外保育施設（法届出対象施設、顧客児童限定保育施設、届出対象外施設）の届出等について→2. 既存の認可外保育施設の事業者の方へ

3) 指導監査→ア. 随時報告→重大な事故

「B-2-31 重大事故報告様式【教育・保育施設等事故報告様式（Ver.5）】（Excelデータ）」

\*提出時はExcelデータのまま、幼保運営課までメールにて提出

# 次第No.10 感染症・食中毒疑い事例 発生報告書の提出について

＜担当＞指導グループ 渥美有代 TEL:457-2117

対象類型	法届出対象施設	○
	認証保育所	○
	企業主導型保育事業	○
	その他の法届出対象施設 (認証保育所・企業主導型保育事業・ ベビーシッター以外)	○
	ベビーシッター	
	顧客児童限定保育施設	
	その他の顧客児童限定保育施設 (ベビーシッター以外)	
	ベビーシッター	

通知の 状況	あり	通知日	令和 年 月 日( )
		通知方法	
	○	なし	
提出書類 の有無	○	提出期限	事例発生後速やかに
		提出方法	FAXまたはメール
		なし	

感染症の集団発生等がある場合、施設長は「保健所」及び「幼保運営課」に報告してください。

---

<報告の基準>

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると思われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

# 報告様式について

＜様式の格納先＞

●浜松市ホームページ

「感染症報告書」でサイト内検索

令和6年4月より様式が改訂されています。

令和8年4月に様式が改訂されます。

最新の様式をダウンロードし、ご利用ください。

(様式1) 感染症・食中毒疑い事例発生報告書  
報告作成日: 年 月 日

施設名			施設等種別		
連絡者			施設長 (管理者)		
所在地	浜松市 区				
電話			FAX		
嘱託医師	(医療機関名)				
発生日時	年 月 日 時 ~				

診断名						
主な症状	<input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> 嘔吐 <input type="checkbox"/> 発熱 <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 鼻水 <input type="checkbox"/> 発疹 <input type="checkbox"/> 神経症状(しびれ、意識障害等) <input type="checkbox"/> その他( )					
発症経過	フロア・ユニット・学級等	在籍者数	発症者数(発症日別)			小計
			/	/	/	/
	利用者					
	利用者合計					
職員						
調理従事者						
職員合計						

受診状況	受診者数	人	喫食状況	給食 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 施設内調理 <input type="checkbox"/> 施設外調理 <input type="checkbox"/> 残食あり <input type="checkbox"/> 検査あり
	入院者数	人		その他共通喫食 <input type="checkbox"/> あり( ) <input type="checkbox"/> なし
直近( )の行事等	① 月 日 (内容 ) <input type="checkbox"/> 施設内 <input type="checkbox"/> 外出		家族等への 情報提供	<input type="checkbox"/> 電話・口頭 <input type="checkbox"/> 施設内掲示 <input type="checkbox"/> 書面での周知 <input type="checkbox"/> メール・アプリ
	② 月 日 (内容 ) <input type="checkbox"/> 施設内 <input type="checkbox"/> 外出			

対応状況 (実施したもののチェック)	<input type="checkbox"/> 手洗い・手指消毒の徹底	<input type="checkbox"/> ペーパータオル使用	<input type="checkbox"/> 使い捨て手袋の使用
	<input type="checkbox"/> マスク着用	<input type="checkbox"/> 換気の徹底	<input type="checkbox"/> 施設内の消毒
	<input type="checkbox"/> ゾーニング	<input type="checkbox"/> 施設閉鎖・休業等	
	<input type="checkbox"/> その他( )		

嘱託医への連絡	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> これから	施設側の判断	<input type="checkbox"/> 感染症 <input type="checkbox"/> 食中毒
施設所管課への報告	<input type="checkbox"/> 課		
保健所への報告 (TEL及びFAXをする)	<input type="checkbox"/> 感染症疑い:生活衛生課感染症対策G (TEL:453-6118 FAX:453-6230) <input type="checkbox"/> 食中毒疑い:生活衛生課食品安全対策G (TEL:453-6114 FAX:459-3561)		

※本様式は該当事象を把握次第、直ちに各施設を所管する課と保健所の両方へ送付する。

# 記入方法について

<記入例の格納先>

● 浜松市ホームページ

「感染症報告書」でサイト内検索

記入例をご参照の上、作成してください。

(様式1) 感染症・食中毒疑い事例発生報告書 記入例

報告作成日: R〇年 1月 19日

施設名	〇〇こども園	施設等種別	こども園
連絡者	元城 町子	施設長(管理者)	浜松 市部
所在地	浜松市 〇〇区〇〇町〇〇〇 - 〇		
電話	053-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX	053-〇〇〇-〇〇〇〇
嘱託医師	〇〇 〇〇	(医療機関名 〇〇小児科医院)	
発生日時	R〇年 1月 19日 〇時 ~		

診断名	ノロウイルス								
主な症状	<input checked="" type="checkbox"/> 下痢 <input checked="" type="checkbox"/> 嘔吐 <input checked="" type="checkbox"/> 発熱 <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 鼻水 <input type="checkbox"/> 発疹 <input type="checkbox"/> 神経症状(しびれ、意識障害等) <input type="checkbox"/> その他( )								
発症経過	各ユニット・フロア、学級(クラス)の総人数	フロア・ユニット・学級等	在籍者数	発症者数(発症日別)					小計
				1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	
		1階0歳児	16	1	2	4	2		8
		1階1歳児	20			1	4		5
		1階2歳児	20						
		2階3歳児	20						
		2階4歳児	30						
	2階5歳児	30							
	利用者合計	146	1	2	5	6		13	
	職員	職員	20			1(早退)	1(欠)		3
		調理従事者	10						
	職員合計	30			1	2		3	

受診状況	受診者数 12人 入院者数 1人	給食 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> 施設内調理 <input type="checkbox"/> 施設外調理 <input checked="" type="checkbox"/> 喫食あり <input checked="" type="checkbox"/> 検査あり
直近(2週間以内)の行事等	① 1月16日 広場事業と合同(内容 餅つき) <input checked="" type="checkbox"/> 施設内 <input type="checkbox"/> 外出	喫食状況 その他共通喫食 <input checked="" type="checkbox"/> あり(餅つき) <input type="checkbox"/> なし
	② 1月20日 中止も検討中(内容 誕生日会) <input checked="" type="checkbox"/> 施設内 <input type="checkbox"/> 外出	
対応状況 (実施したものにチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 手洗い・手指消毒の徹底 <input checked="" type="checkbox"/> マスク着用 <input type="checkbox"/> ゾーニング <input type="checkbox"/> その他( )	<input checked="" type="checkbox"/> ペーパータオル使用 <input type="checkbox"/> 換気の徹底 <input type="checkbox"/> 施設閉鎖・休業等
家族等への情報提供	<input type="checkbox"/> 電話・口頭 <input checked="" type="checkbox"/> 施設内掲示	<input type="checkbox"/> 書面 <input checked="" type="checkbox"/> メール・アプリ

嘱託医への連絡	<input checked="" type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> これから	施設側の判断	<input checked="" type="checkbox"/> 感染症 <input type="checkbox"/> 食中毒
施設所管課への報告	<input checked="" type="checkbox"/> 幼保運営課(mail:u.youbu@city.hamamatsu.shizuoka.jp) <input checked="" type="checkbox"/> FAX:457-2039		
保健所への報告 (TEL及びFAXをする)	<input type="checkbox"/> 感染症疑い:生活衛生課感染症対策6 (TEL:453-6118 FAX:453-6230) <input type="checkbox"/> 食中毒疑い:生活衛生課食品安全対策6 (TEL:453-6114 FAX:050-3737-7512)		

※本様式は該当事案を把握次第、直ちに各施設を所管する課と保健所の両方へ送付する。

## 報告について

報告先	報告方法	連絡先
保健所	FAX	感染症疑い FAX 453-6230 食中毒疑い FAX 459-3561
幼保運営課	FAX または メール	FAX 457-2039 E-mail <a href="mailto:u-youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp">u-youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp</a>

※ FAX又はメールを送信する旨事前の連絡は不要です。

# 次第No.11 給食における異物混入の報告について

＜担当＞指導グループ

TEL: 457 - 2117

対象類型	法届出対象施設	○
	認証保育所	○
	企業主導型保育事業	○
	その他の法届出対象施設 (認証保育所・企業主導型保育事業・ ベビーシッター以外)	○
	ベビーシッター	○
	顧客児童限定保育施設	○
	その他の顧客児童限定保育施設 (ベビーシッター以外)	○
	ベビーシッター	○

通知の状況	○	あり	通知日	令和7年3月18日(火)
			通知方法	文書
		なし		
提出書類の有無	○	あり	提出期限	発生後、速やかに
			提出方法	メール(FAXも可)
		なし		

## 【報告対象】

金属片、ガラス片、洗剤等化学物質、衛生害虫、異味異臭の異物混入、保護者とのトラブルに発展しそうな事案

## 【報告先】

発生後は速やかに、以下の 2か所に、報告してください。

幼保運営課指導グループ(電話またはメールにて報告)

保健所生活衛生課食品安全対策グループ(電話にて報告)

## 【報告書項目】

報告書項目について報告をお願いします。

園名、日時、混入した献立、  
混入した異物(形状、大きさ)、  
発見者、発見場所、発見状況(盛付後、口の中など)、  
混入の原因、健康被害の有無、自園調理の有無  
(【報告書】を参考にしてください)

## 【報告書項目】

異物混入状況報告書	
年 月 日	
園 名	
日 時	年 月 日 ( )
混入した献立	
混入した異物	形 状: 大 小:
発 見 者	
発 見 場 所	
発 見 状 況	
混入の原因	
健康被害	有 ( ) 無
自園調理	有 無 (外注先: )
備 考	

報告者: \_\_\_\_\_ 担当: \_\_\_\_\_  
連絡先: \_\_\_\_\_

【報告書】ダイレクトクラウドに格納

00R8全園共通→R08市⇒施設

→A22\_R08【様式】事故・感染症・防災様式関係(指導G)→A2203\_R08異物混入

→給食における異物混入の報告について(異物混入報告書)

幼保運営課 指導グループ行

### 異物混入状況報告書

年 月 日

園 名	
日 時	年 月 日 ( )

# 次第No.12 保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表について

＜担当＞指導グループ

TEL: 457-2117

対象類型	法届出対象施設	○
	認証保育所	○
	企業主導型保育事業	○
	その他の法届出対象施設 (認証保育所・企業主導型保育事業・ ベビーシッター以外)	○
	ベビーシッター	○
	顧客児童限定保育施設	○
	その他の顧客児童限定保育施設 (ベビーシッター以外)	○
	ベビーシッター	○

通知の状況	あり	通知日	令和 年 月 日( )
		通知方法	
	○	なし	
提出書類の有無	あり	提出期限	令和 年 月 日( )
		提出方法	
	○	なし	

## 【関係法令】

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」

## 【様式】ダイレクトクラウドに格納

00R8全園共通→R08市⇒施設→A22\_R08【様式】事故・感染症・防災様式関係(指導G)→A2206\_R08アレルギー関係

→【様式1】

0604保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表

## 【基本原則】

- 全職員を含めた関係者の共通理解の下で、組織的に対応する
- 医師の診断指示に基づき、保護者と連携し、適切に対応する
- 地域の専門的な支援、関係機関との連携の下で対応の充実を図る
- 食物アレルギー対応においては安全・安心の確保を優先する

(様式)

保育施設名: \_\_\_\_\_

保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (食物アレルギー・アナフィラキシー) 新規 ・ 継続

提出日 令和 年 月 日

児童氏名( ) 【男・女】 平成・令和 年 月 日生( 歳 月) クラス( )

★保育施設における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育施設の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに、同意します。  
保護者氏名( ) (印)

緊急連絡先 \*連絡医療機関は、主治医と相談のうえで記載してください。(「救急車要請」と記載することも可。)

★ 第1連絡者 氏名 電話 続柄( ) 第2連絡者 氏名 電話 続柄( )  
★ 医療機関名 名称 電話

※ 以下は主治医 (医療機関) におかれまして、現在の状況及び今後1年間を通じて予測される状況等の記載をお願いします。

主治医氏名 ( ) (印) 医療機関の名称( )	記載日 令和 年 月 日
<b>病型・治療</b>	<b>保育施設での生活上の留意点</b>
A.食物アレルギー病型 1.食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2.即時型 3.その他 (新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他: )	A.給食・離乳食 (おやつを含む) 1.管理不要 2.管理必要 (管理内容については病型・治療の○・△及び下記①・②を参照)
B.アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載してください。) 1.食物 (原因: ) 2.その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・ )	B.アレルギー月経調整粉乳 1.不要 2.必要 *該当ミルク名( )
C.原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、除去の根拠を下記より選択し①～④の該当する全ての番号を( )に記載してください。また8～15については、( )内にも記載をしてください。 ①明らかな症状の既往 ②食物負荷試験陽性 ③IgE抗体等検査結果陽性 ④未摂取	C.除去食品で摂取不可能なもの 「病型・治療」の○で除去の際に摂取不可能なものに○
1.鶏卵 ( ) 2.牛乳・乳製品 ( ) 3.小麦 ( ) 4.ソバ ( ) 5.ピーナッツ( ) 6.大豆 ( ) 7.ゴマ ( ) 8.ナッツ類 ( ) 《すべて・クルミ・カシューナッツ・アーモンド・》 9.甲殻類 ( ) 《すべて・エビ・カニ・》 10.軟体類・貝類 ( ) 《すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・》 11.魚卵 ( ) 《すべて・イクラ・タラコ・》 12.魚類 ( ) 《すべて・サバ・サケ・》 13.肉類 ( ) 《鶏肉・牛肉・豚肉・》 14.果物類 ( ) 《キウイ・バナナ・》 15.その他 ( ) 《 》	1. 卵殻カルシウム (鶏卵) 2. 乳糖 (牛乳・乳製品) 3. 醤油・酢・麦茶 (小麦) 4. 大豆油・菜油・味噌 (大豆) 5. ゴマ油 (ゴマ) 6. かつおだし・いりこだし (魚類) 7. エキス (肉類) ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。
D. 緊急時に備えた処方薬 1.内服薬 (抗ヒスタミン薬・ステロイド薬) 2.アドレナリン自己注射薬「エピペン®」 3.その他 ( )	D.食物・食材を扱う活動 1.管理不要 2.原因食材を教材とする活動の制限( ) 3.調理活動時の制限( ) 4.その他 ( ) E.その他の配慮・管理事項

浜松市こども家庭部 幼保運営課 0604



0604

<除去根拠>

食物アレルギーを血液検査だけで正しく診断することはできません。実際に起きた症状と食物経口負荷試験などの専門的な検査結果を組み合わせ、医師が総合的に診断します。したがって、保育所の食物アレルギーの生活管理指導表にはアレルギー検査のデータ等は記載する必要はありません。

食物の除去が必要な子どもであっても、その多くは除去品目が数品目以内にとどまります。あまりに除去品目数が多い場合には、不必要な除去を行っている可能性が高いとも考えられます。過度に除去品目数が多いと保育所での食物除去の対応が大変になるだけでなく、成長発達の著しい時期に栄養のバランスが偏ることにもなるので、そのような場合には「除去根拠」欄を参考に、保護者やかかりつけ医等とも相談しながら適切な対応を促していくことが必要です。

① 明らかな症状の既往

過去に、原因食品の摂取により明らかなアレルギー症状が起きている場合は、除去根拠としては高い位置付けになります。

特に、鶏卵、牛乳、小麦、大豆などの主な原因食品は年齢を経るごとに耐性化(食べられるようになること)することが知られています。実際に乳幼児早期に発症する子どもの食物アレルギーのうち、鶏卵、牛乳、小麦などについてはかなりの割合の子どもの就学前に耐性化すると考えられているので、直近の1~2年以上症状が出ていない場合には、その診断根拠は薄れてきます。耐性化の検証(食物経口負荷試験など)がしばらく行われていなければ、髪に食べられるようになっている可能性も考えられるため、かかりつけ医に相談する必要があります。

② 食物経口負荷試験陽性

食物経口負荷試験は、原因と考えられる食物を試験的に摂取して、それに伴う症状が現れるかどうかをみる試験です。この試験の結果は①に準じるため、診断根拠としては高い位置付けになります。ただし、主な原因食品の1年以上前の負荷試験の結果は信頼性が高いとはいえないため、①の場合と同様に再度食べられるかどうか検討する必要があります。

また、アナフィラキシー症状を起こす危険が高い場合や、直近の明らかな発症症状、血液検査などの結果によっては負荷試験の実施を省略して診断することもあります。

③ IgE抗体等検査結果陽性(血液検査/皮膚テスト)

食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎ではIgE抗体の陽性だけで除去している場合が多く見られます。まだ食物経口負荷試験も行えないような状況では、③が診断根拠とならざるを得ません。幼児期に鶏卵や牛乳などに対するIgE抗体価がほぼ高値の場合には、③だけを根拠に診断する場合がありますが、一般的には血液や皮膚の検査結果だけで食物アレルギーを正しく診断することはできません。IgE抗体検査が陽性であっても、実際はその食品を食べられる子どもが多いのも事実です。したがって、生活管理指導表においてIgE抗体検査の結果を記載することは意味が少ないので記載を求めません。多くの食物アレルギーを有する子どもの場合、除去しなければならない品目数は数種類にとどまります。このため、年齢が進んでも除去品目数が多く、①や②という根拠なしに、③だけが根拠の場合には、保護者と面談し状況を確認することも必要です。

④ 未摂取

乳児期から幼児期の早期には、低年齢児ではまだ与えないような食物に対しては、診断が確定できず、診断根拠を書けない場合があります。それらの子どもに対して離乳食を進めていく場合、単に食べたことがないものをすべて未摂取として記すする必要はなく、アレルギーの発症が疑われる、未摂取のものに関して、除去根拠は未摂取として記載されます。

※未摂取のものが家で食べられるようになった場合や、食物経口負荷試験を行って症状が出ないことが確認され摂取可能になったのであれば、保護者からの書面の中請により除去食品の解除を行うものとします。